家庭的保育事業等における連携施設の確保をしないことができる期間の延長等について

☞ **子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第７号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第109号）の施行に伴い、連携施設の確保をしないことができる期間の延長等を行う。**

1 内 容

○ 家庭的保育事業等の連携施設確保に係る経過措置期間の延長

国の基準の変更に合わせ、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者が連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を５年間延長し、令和11年度末までとする。

○ 家庭的保育事業者等における食事の提供の特例の改正

栄養士法（昭和22年法律第245号）が改正され、管理栄養士国家資格受験に際し、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要になったことを踏まえ、「栄養士」の配置を求めている食事の提供の特例に「管理栄養士」を追加する。

2 改正を要する条例

・中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年１０月中央区条例第２４号）
・中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成２６年１０月中央区条例第２１号）

3 施行予定日

公布の日